

果樹・野菜の果実は放置 しないで下さい!!

本年、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、対馬市、西海市、長与町、新上五島町などで**果樹や野菜**等の重要害虫であるミカンコミバエが見ついています。果樹や野菜等の果実を園地や庭先に放置するとミカンコミバエの発生源となる恐れがあるので、取り残した果実は処分して下さい。
ミカンコミバエのまん延防止にご協力をお願いします。

◎ ミカンコミバエとは？

ミカンコミバエは、**果樹や野菜**等の重要害虫で、体長約7.5mm程のハエの仲間です。この害虫は、下記の多くの種類の果物や野菜に卵を産み付け、幼虫(ウジ)が中を食い荒らし、収穫できなくなります。

寄生する植物:かんきつ類、びわ、ぶどう、もも、なし、かき、いちじく、オリーブ、すもも、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、いちご、カボチャ、キュウリ、スイカ、ニガウリ、トマト、ナス、シシトウガラシ、ピーマン、パプリカ等



← ミカンコミバエ成虫

幼虫による果実の食害 →



◎ まん延防止に向けたお願い

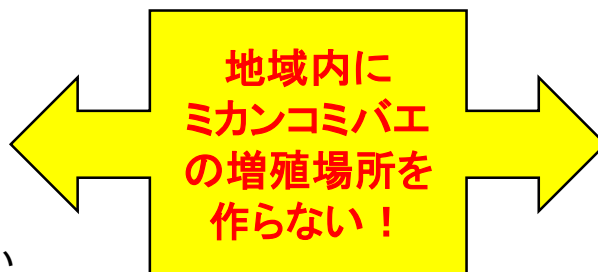
ミカンコミバエは、果樹や野菜の果実に卵を産み付けます。**特に成熟期を迎えたぶどう、なし、いちじく、スイカ、トマト、ナスなどの果実**について、採り残した果実や地上に落下した果実は発生源となる可能性が高いので、決して放置せず、必ず地中深くに埋設するか、ビニール袋に入れて処分するなどの対応をお願いします。

まん延防止に向けては、初期の防除が極めて重要です。地域一体となった取組みをお願いいたします。

・対象地域: **長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、対馬市、西海市、時津町、長与町、新上五島町**



出荷や自家消費しない
不用果実の放置



果実の野積み状態の放置

《連絡先》

長崎県 農業イノベーション推進室 : 095-895-2933
農林水産省門司植物防疫所長崎出張所 : 095-822-2691
農林水産省門司植物防疫所伊万里出張所 : 0955-28-2573
最寄りの県振興局、市役所、町役場の農林業関係部署におたずねください。

作成日: 令和7年7月31日

諫早市農業振興課 0957-22-1500
(内線 2316)